

# これまでの議論のポイント

平成 16 年 4 月 19 日

## 1 公文書等の保存の現状

公文書等の保存は、内閣総理大臣(内閣府)が、国の行政機関との「定め」に基づき、保存期間の満了する予定の行政文書のうちから、国立公文書館の意見を聴いて、当該行政機関からの移管を受け、国立公文書館がそれを保存し、利用に供することとなっている。

### (問題点)

合意が前提なので、保存期間が到来する行政文書の移管・廃棄及び保存期間の延長は、実態上は各行政機関の判断に委ねられている。

移管の対象も、実態上は行政機関情報公開法に基づき各行政機関が作成する「行政文書ファイル管理簿」に掲載された行政文書に限定されている。

公文書館の業務は、内閣府を通じ各行政機関から移管を受けた公文書等の保存・利用であり、国以外の機関又は個人からの寄贈や購入により、国立公文書館として保存する必要のある資料を自ら収集できる仕組みになっていない。

## 2 基本的な考え方

(1) 公文書等は国の歴史を後世に伝える貴重な資料であり、その体系的な保存と国民一般の利用を可能とすることは、「この国のかたち」の在り様が問われる国の基本的な責務である。

「現在の国民に対する国の説明責任」は、行政機関情報公開法による現用文書の公開を通じて果たされることとされているが、公文書館制度には、公文書等の保存・利用により「将来の国民に対する説明責任」を果たすという意義がある。

(2) 我が国の公文書館制度を国際的にも遜色のないものとするためには、移管を受けた公文書等の保存・利用の充実を図るのみならず、歴史資料として重要な公文書等の体系的な移管の確立と国立公文書館による主体的な資料の収集を可能とする体制を総合的に整備することが必要である。

(3) 公文書等の適切な保存・利用については、現用文書(業務に使用中の文書)の管理の在り方も視野に入れつつ必要な体制の整備を図る必要がある。

(留意すべき点)

各行政機関の業務の円滑化・文書管理の効率化に資する

公文書等の管理・移管等に係るコストの抑制を図る

移管されるべき公文書等の範囲を明確化し、

一定の公文書等については、自動的に国立公文書館に移管する仕組みを導入

業務上必要な公文書等については、国立公文書館に移管後も各行政機関が活用しうる仕組み等を整備

歴史資料として重要な公文書等の散逸を防ぎ、保存期限到来以前の公文書等についても適切な保管を行うため、各府省共通の保管・管理システム（いわゆる中間書庫など）を新設

文書管理法（仮称）の制定も念頭に置きつつ、作成段階から移管・廃棄及び歴史資料としての保存・利用に至るまで、文書のライフサイクル全体を視野に入れた統一的な文書管理を行うためにはどのような仕組みが必要かについて検討

### 3 国立公文書館等の機能強化

- (1) 国立公文書館は、公文書等を単に保存・利用するだけでなく、歴史的に重要なものの管理、評価・選別等に積極的に貢献する必要がある。

公文書等の管理、評価・選別等をより専門的な観点から行うためのシステム及びマネジメント体制の強化

国の機関の文書管理に対する技術的・実践的な助言・支援の提供及びこれらの機関との連携の強化

公文書等の作成後、早い時期からの公文書等の評価・選別を可能とするための仕組みの整備

公文書館等の専門性を強化するため、人材の育成・登用等を積極的に推進（例：国及び地方の職員等を対象とする研修の充実、「アーキビスト」等の資格の創設、民間専門家の積極的登用等）

- (2) 公文書館が保存する対象としての「公文書等」は、文字(紙)媒体に限定せず、広くとらえるべき。

ポスター等を含めた広報資料の移管・保存を進める

写真、図面、音、画像等についても収集・保存を進める

保存資料のデジタルアーカイブ化の促進を図るとともに、電子文書の管理・移管・保存の在り方について引き続き検討を進める

- (3) 司法府・立法府の理解・協力の下に、これらの機関の公文書等も国立公文書館に移管するための取組を進める必要がある。

- (4) 内閣総理大臣が国の機関から移管を受けるという現行制度を前提とすれば、公文書等の移管等に係る各省庁との協議、立法府・司法府との「定め」の締結に向けての協議、国の機関以外からの寄贈・購入等による公文書等の収集などを適切に行うためには、国立公文書館の機能強化と併せて、内閣府における体制の整備も必要。